

【釈文】

覚

以廻文得御意候、然者今般

御老中水野越前守様被為遊

御通行候ニ付、村々人馬詰合之砌り

才料并人足等迄御趣意之趣ハ

不及申ニ、衣類帯其外花美之

品決而不相用相当り之衣類

着用ニ而詰合可被成候、喧嘩口論

都而相騒敷義無之候様相心得、

御継立之砌り高聲ニ而荷物

取合等致候義ハ以之外不冝候間、

才料附添罷在差図ヲ受、

不調法之儀出来不申候様御

継立大切ニ可被成候、右之段御普

請役石川定之丞様方嚴重

御内意助郷村江も不洩様可

相達被仰聞、殊ニ八州御取締様

方も別段御沙汰も有之候間、

才料出会迄も右之御達し言

争不仕様具ニ御申聞御遣し

【大意】

廻文（回覧用の文書）によって同意を得たいと思います。この度、水野越前守様（水野忠邦）がお通りになるので、村々の人や馬が宿に詰めるにあたって、才料（宰領・監督者）や人足に対しては言うに及ばないが、衣類、帯などに華美なものは決して着用せず、相応の衣類を着用して詰めるようにしてください。喧嘩や口論といった騒ぎもないよう心得、荷物を継ぎ送りする際に大きな声を出して荷物を取り合うことがないように、才料の指示を受けて不調法のないように丁寧に行ってください。

このことは、御普請役石川定之丞様から嚴重に内意を受けて助郷村にももれなく伝達するよう命じられ、八州御取締様（関東取締出役）からも御沙汰があつたので、才料他、関係者がこのことについて言い争いなどしないようによく言い聞かせてください。

【史料の説明】

本史料は、河内郡幕田村名主が記した御用留です。この御用留には領主である宇都宮藩から出された廻状等が書き留められており、領主から出された指示等を確認することができます。

本史料は、天保十三年（一八四二）に記された御用留ですが、老中水野忠

邦が下野国に来ることが記されています。忠邦が下野国に来た理由は、翌天保十四年に予定された將軍の日光社参の準備のためです。將軍の日光社参は六十七年ぶりのことでした。天保の改革で質素儉約を打ち出している幕府が膨大な費用がかかる社参を行う目的は、幕府の権力の回復をねらうためであったと考えられています。

この廻状では、忠邦が下野国を通行する際の注意事項が記されていますが、華美な衣類等の禁止、喧嘩等の禁止が記されています。天保の改革では、奢侈の禁止が出されていますが、この廻状からも改革の一端をうかがうことができます。また、華美な衣類等を禁止する背景には、当時の人々がそのような衣類等を用いていたことがわかります。

本史料は天保の改革の中心であった水野忠邦の名が記されており、授業では生徒の興味・関心を高める教材として使用することができます。また、水野忠邦が下野国に来たことを導入として、改革の内容を学ぶ題材としての使用も可能です。

この史料を使用した授業の展開例については、栃木県立文書館発行『学校教材史料集』第九号に掲載されています。

なお、史料の転載等をご希望の方は、文書館まで直接お問い合わせください。